

区内農地を活用した農福連携事業の実施について

今後、取得を予定している農地を活用した農業と福祉事業との連携事業（以下「農福連携事業」という。）の実施について、以下のとおり報告する。

1 農地の概要

所在地 杉並区井草三丁目 19 番（地番：井草三丁目 53 番 1 及び 54 番）
（現井草区民農園）
敷地面積 3, 240.62 m²（実測）
用途等 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50%、容積率 100%

2 事業実施の目的

障害者・高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援のほか、農産物の福祉施設等への提供等による運営支援など、様々な効果が期待できる。
また、都市農地の保全と都市型農業の推進にも寄与することから、今後取得予定の区民農園用地の活用を前提として、農福連携事業の実施に向けた取組を進めることとする。

3 事業の概要

目的を達成するため用地を複数の区画に分け、次の事業を実施する。

(1) 体験農園區画

①障害者及び高齢者等のいきがい支援事業

②若者等の就労支援事業

農業指導者を配置し、団体利用による年間を通じた農業体験機会を提供する。

(2) 多目的農園區画

①地域との交流事業

地域住民向けの収穫体験や収穫祭等を実施する。

(3) 農園全体

①区民ボランティアによる農作業や収穫祭等のイベント従事

②収穫物の福祉施設等での食材活用、即売会を通じた施設運営支援

③教育機関等との連携による交流事業等

4 管理運営及び農業指導等

農地の管理や利用者への指導など、農園を安定的に運営するため、上井草二丁目団体利用農園で圃場管理の実績がある東京中央農業協同組合に、当面の管理運営及び農業指導等を委託する。

5 管理施設等の整備

農具の保管や農業従事者の休憩、交流事業の実施スペース等を確保するため、管理施設及び駐車スペースを整備する。

管理施設については、利用者の利便性に配慮するとともに、杉並のかつての「農の風景」を想起させる建物を整備する。

6 当面の活用等

関係機関、協力団体等との調整や管理施設の整備に一定の期間を要するため、事業の本格実施までの間は、平成 31 年 4 月から圃場等の一部を整備し、10 月を目途に障害者等の団体利用を実施する。

7 今後のスケジュール（予定）

平成 31 年 1 月～6 月	農福連携基本計画の策定
2 月	第 1 回区議会定例会に補正予算案提出(用地取得)
	区民農園としての利用期間終了
3 月	用地購入
4 月～	圃場整備
	管理棟建築設計
10 月	団体利用の開始
平成 32 年 4 月～	管理棟建築工事
平成 33 年 4 月	開園